

第3章 指定基準の概要

1 サービス別指定基準一覧(抜粋)

○共通事項

○申請者要件

- (1)申請者が法人格を有していること。※サービス種類により例外あり
- (2)申請者は暴力団員の支配を受けてはならず、また、暴力団を利することとならないよう、暴力団の排除を行わなければならない。
(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）参照）

○常勤

当該事業所における勤務時間が、「事業所における常勤の従業者が勤務すべき時間数」に達していることをいいます。なお、週32時間を下回る設定はできません（「32時間」と見なされます）。

サービス種別	(訪問介護・第1号訪問事業)
事業所名	()
	(1) 4週
	(2) 予定
(3)事業所における常勤の従業者が勤務すべき時間数	40 時間/週
	160 時間/月
	当月の日数 30 日

○常勤換算方法

当該事業所の従業者の勤務延時間数を上記の常勤時間で除することにより、当該従業者の員数を常勤従業者の員数に換算する方法。

○兼務する職員の時間分け

- ・職員が複数の職種を兼務する場合（例・管理者とサービス提供責任者など）、勤務体制一覧表上での時間分けを行ってください。

No	(4) 職種	(5) 勤務 形態	(6) 資格	(7)氏 名	1週目						
					1	2	3	4	5	6	7
					木	金	土	日	月	火	水
1	管理者	B	—	札幌 花子	4	4			4	4	4
2	サービス提供責任者	B	介護福祉士	札幌 花子	4	4			4	4	4

○面積の算出方法

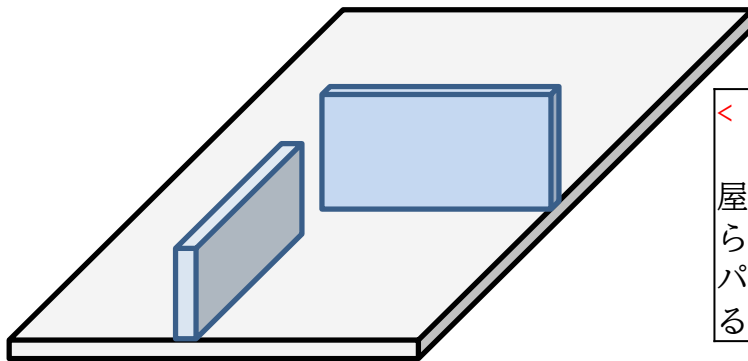
壁芯計算ではなく**内法計算**により算出してください。

○事務室の考え方

事務室では個人情報管理のため、出入り口は施錠できる必要があります。また、四方が壁で囲われている必要があります。また、事務室の共有については、同一法人が運営する介護事業所であれば認めていますが、事務机は分けるようにしてください。

○相談スペースのとり方

四辺が囲われた状態で相談スペースを設置してください。



< Check!! >

相談スペースは、事務スペースと同じ部屋に設けることも可能ですが、動線が重ならないように、概ね170cm以上の高さがあるパーテーションやカーテン等で目隠しをする必要があります。

○関係法令

【基本法】

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）
- ・介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
- ・介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

【事業者関係】

- ・札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年札幌市条例第8号）
- ・札幌市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成26年札幌市条例第55号）

指定を受けた事業者は、関係法令の規定を遵守する必要があります。指定を受けた後、実地指導などにより、指定申請に虚偽の内容があったことや、関係法令の規定を遵守した適正な事業運営がなされていないことなどが判明した場合には、事業所に対する改善命令や指定取消等の処分が行われることがあります。

また、指定後に基準を満たさなくなった際には、介護報酬の減算が必要となる場合もありますので、充分留意してください。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

【人員基準】

(1) 管理者

資 格：なし

員 数：常勤で1人

その他：管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務又は他事業所、施設等の職務に従事可

(2) オペレーター

資 格：オペレーターになることができる資格は以下のとおりです。

資格	実務経験
介護福祉士、社会福祉士	不要
医師、看護師、准看護師、保健師	
介護支援専門員	
上に定める資格を有するオペレーターまたは当該事業所の看護師等と緊密な連携を確保出来る者	サービス提供責任者として1年以上の従事経験 (初任者研修及びヘルパー2級でサービス提供責任者に従事している場合は3年以上)

員 数：提供時間を通じて1以上

※本サービスは営業日を365日、営業時間を24時間と定める必要があるため、常に1人以上のオペレーターの配置が求められることになります

その他：

① 以下のいずれかの資格を有する者が1人以上常勤として従事すること

資格
介護福祉士、社会福祉士、医師、看護師、准看護師、保健師、介護支援専門員

② 原則専従が求められるが、利用者の処遇に支障がない場合は、以下の業務に従事することが可能。

当該事業所の定期巡回サービス又は訪問看護サービス
同一敷地内の訪問介護、訪問看護、又は夜間対応型訪問介護事業所の職務
利用者以外の者からの通報を受ける業務
当該事業所の随時訪問サービス

③ 当該事業所の同一敷地内又は道路を隔てて隣接する等、オペレーター業務に支障がない場合は、以下の施設の職員をオペレーターとして充てることができる（オペレーターの資格要件を満たすものに限る）。

短期入所生活介護	(地域密着型) 介護老人福祉施設	(地域密着型) 特定施設
短期入所療養介護	認知症対応型共同生活介護	介護老人保健施設
介護医療院	(看護) 小規模多機能型居宅介護	

(3) 計画作成責任者

資 格：計画作成責任者になることができる資格は以下のとおりです。

資格
介護福祉士、社会福祉士、医師、看護師、准看護師、保健師、介護支援専門員

員 数：1人以上（常勤換算要件等ありません）。

(4) 定期巡回サービスを行う訪問介護員

資 格：訪問介護員等になることができる資格・研修は以下のとおりです。

資格・研修要件		
介護福祉士	保健師、看護師、准看護師	介護職員基礎研修修了者
実務者研修修了者	訪問介護員研修1、2級課程修了者	介護職員初任者研修修了者
居宅介護従業者養成研修1、2級課程修了者		

員 数：交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上

(5) 随時訪問サービスを行う訪問介護員

資 格：(4)と同じ

員 数：提供時間を通じて1以上

※本サービスは営業日を365日、営業時間を24時間と定める必要があるため、常に1人以上の随時訪問サービスを行う訪問介護員の配置が求められることになります。

その他：

- ① 原則専従
- ② 利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある訪問介護若しくは夜間対応型訪問介護の職務に従事可

(6) 訪問看護サービスを行う看護師（一体型のみ）

資 格：保健師、看護師又は准看護師

員 数：常勤換算方法で2.5以上

その他：

- ① 1人以上は、当該事業所において常勤の保健師又は看護師
- ② 1人以上は、提供時間帯を通じて事業所と連絡体制が確保された者

※連携型の場合

連携する訪問看護ステーション側についても別途「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の提出が必要です。連携を開始する月の前月15日までに届け出る必要がありますので、届出状況について訪問看護ステーション側へ確認するようにしてください。

(7) 訪問看護サービスを行う理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（一体型のみ）

資 格：理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

員 数：事業所の実情に応じた適当数（配置しないことも可）

【設備基準】

(1) 事務室

事務を行うのに必要な広さの専用区画を有すること。

同一法人の他事業所と事務室を兼用することは認められますが、他法人と事務室を兼用することは認められません（グループ法人でも法人格が別であれば認められません）。

(2) 相談室または相談スペース

相談の内容が漏えいしないように配慮されていること（P26参照）。

(3) 手指を洗浄するための設備

訪問介護員等が手指を洗浄するのに支障がない場合は、併設施設と供用のものを利用することができます。

便器上部に設置されている簡易手洗い器のみでの指定は認められません。

(4) サービス提供に必要な設備及び備品等

① 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等

※情報通信技術の活用のみに限らず、紙媒体での管理も可能

② 随時適切に利用者から通報を受けることができる通信機器等

※必ずしも事業所に固定された機器である必要はなく、携帯電話でも可能

③ 利用者が援助を必要とする状態となったときに、利用者が適切にオペレーターに通報できる通信端末機（ケアコール端末）

※ケアコール端末は、簡単にオペレーターに通報できるものでなければなりません。

※ケアコール端末は、発信機能だけでなく、オペレーターからの受信機能や、テレビ電話等、互いの状況が確認できるものが望ましいです。

④ 利用者の個人情報情報を保管する鍵つき書庫

② 夜間対応型訪問介護

【人員基準】

(1) 管理者

資 格：なし

員 数：常勤で1人

その他：

- ① 管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務又は他事業所、施設等の職務に従事可。
- ② 日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、当該指定訪問介護事業所の職務に従事可
- ③ 日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定定期巡回随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、当該指定定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所又は訪問看護事業所、同一敷地内の他の事業所の職務に従事可

(2) オペレーター

資 格：オペレーターになることができる資格は以下のとおりです。

資格	実務経験
介護福祉士、社会福祉士	不要
医師、看護師、准看護師、保健師	
介護支援専門員	
上に定める資格を有するオペレーターまたは当該事業所の看護師等と緊密な連携を確保出来る者	サービス提供責任者として1年以上の従事経験 (初任者研修及びヘルパー2級でサービス提供責任者に従事している場合は3年以上)

員 数：提供時間を通じて1以上

その他：

- ① 原則専従
- ② 利用者の処遇に支障がない場合は、以下の業務に従事することが可能。

当該事業所の定期巡回サービス
同一敷地内の訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の職務
利用者以外の者からの通報を受ける業務

- ③ 当該事業所の同一敷地内又は道路を隔てて隣接する等、オペレーター業務に支障がない場合は、以下の施設の職員をオペレーターとして充てることができる（オペレーターの資格要件を満たすものに限る）。

短期入所生活介護	(地域密着型) 介護老人福祉施設	(地域密着型) 特定施設
短期入所療養介護	認知症対応型共同生活介護	介護老人保健施設
介護医療院	(看護) 小規模多機能型居宅介護	

(3) 面接相談員

資 格：(2) オペレーターと同様の資格又はこれらと同等の知識経験を有する者

員 数：1 以上

その他：夜間勤務のオペレーターや訪問介護員が従事することも差し支えない。

(4) 定期巡回サービスを行う訪問介護員

資 格：訪問介護員等になることができる資格・研修は以下のとおりです。

資格・研修要件		
介護福祉士	保健師、看護師、准看護師	介護職員基礎研修修了者
実務者研修修了者	訪問介護員研修 1、2 級課程修了者	介護職員初任者研修修了者
居宅介護従業者養成研修 1、2 級課程修了者		

員 数：交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上

(5) 随時訪問サービスを行う訪問介護員

資 格：(4)と同じ

員 数：提供時間を通じて 1 以上

その他：

① 原則専従

② 利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある訪問介護若しくは夜間対応型訪問介護の職務に従事可

【設備基準】

「① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の設備基準と同様

③-1 地域密着型通所介護(利用定員18人以下)

利用定員19人以上の場合は、居宅サービス（**通所介護**）となります。

【人員基準】

(1) 管理者

資格：なし

員数：常勤で1人

その他：

- ① 管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務又は他事業所、施設等の職務に従事可。

(2) 生活相談員

資格：生活相談員になることができる資格は以下の5つです。

精神保健福祉士	社会福祉士	社会福祉主事	介護福祉士	介護支援専門員
---------	-------	--------	-------	---------

※社会福祉主事任用資格は、大学や短期大学等において、厚生労働大臣が指定する科目のうち3つ以上を履修して卒業した場合にも取得することができます。
指定科目の詳細については、厚生労働省のホームページ等にてご確認ください。

員数：提供日ごとにサービスを提供している時間帯に、専従で勤務している時間数の合計を、サービスを提供している時間帯で除して得た数が1以上

その他：休暇等に対応できるよう、生活相談員になることができる有資格者を複数人確保してください。

Check!!

【ケース1】

サービス提供時間（6時間）		9：00 ～ 15：00	
相談員A（3時間）		9：00 ～ 12：00	
相談員B（4時間）		11：00 ～ 15：00	

相談員A（3時間）＋相談員B（4時間）≥サービス提供時間（6時間）…基準クリア

【ケース2】

サービス提供時間（6時間）		9：00 ～ 15：00	
相談員A（3時間）		9：00 ～ 12：00	
相談員B（3時間）		11：00 ～ 14：00	

相談員A（3時間）＋相談員B（3時間）≥サービス提供時間（6時間）…基準クリア

【ケース3】

サービス提供時間（6時間）		9：00 ～ 15：00	
相談員A（2時間）		8：00 ～ 11：00	
相談員B（3時間）		11：00 ～ 14：00	

相談員A（2時間）＋相談員B（3時間）＜サービス提供時間（6時間）…基準違反
サービス提供時間内の勤務時間合計は5時間であるため基準違反！！

(3) 看護職員 ※利用定員11人以上の場合のみ

資格：看護職員になることができる資格は以下の2つです。

看護師	准看護師
-----	------

員数：サービス提供日ごとに**1単位につき**1人以上

その他：病院、診療所、訪問看護ステーション（以下「病院等」という。）との連携により、看護職員が地域密着型通所介護事業所の単位ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院等と地域密着型通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には、看護職員が確保されているものとする。
この場合、病院等と地域密着型通所介護事業所の距離は、直線距離で6 km以内であること。

Check!!

連携により看護職員を確保する場合は、連携契約書（同一法人の場合は取り決め等で可）を指定申請書に添付してください。また、勤務体制一覧表に連携先の看護職員も記載してください。
この場合、看護職員の氏名までは求めません（連携先の事業所名等の記載で可）。

(4) 介護職員

資格：なし

員数：単位ごとに以下の式により計算します。

$$(\text{サービス提供時間に勤務している介護職員の時間数の合計}) \div (\text{サービス提供時間数}) = \text{①}$$

A. 利用定員数が15人以下の場合 … ①が1以上であること

B. 利用定員数が15人超の場合 … $(\text{「利用定員数」} - 15) \div 5 + 1 \leq \text{①}$ となること

その他：介護職員は常時1人以上従事していること。

Check!!

【ケース1】利用定員数18人の場合

サービス提供時間 (6時間)		9:00	～	15:00	
介護職員A (6時間)		9:00	～	15:00	
介護職員B (3時間)			12:00	～	15:00
介護職員C (2時間)	8:00	～	11:00	← 提供時間中の勤務時間なので3時間ではありません	
介護職員D (4時間)		10:00	～	14:00	

…サービス提供時間における介護職員の合計勤務時間…15時間

$$\frac{(\text{サービス提供時間における介護職員の合計勤務時間})}{15\text{時間}} \div \frac{(\text{サービス提供時間数})}{6\text{時間}} = \text{①} = 2.5$$

「B. 利用定員数が15人超の場合」が該当… $(\text{「18」} - 15) \div 5 + 1 = 1.6$
「1.6」配置が必要なところ、「2.5」配置されているため、**基準合致!**

(5) 機能訓練指導員

資格：機能訓練指導員になることができる資格は以下の7つです。

理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	看護師	准看護師
柔道整復師	あん摩マッサージ指圧師		はり師※	きゅう師※

※はり師、きゅう師については、以下の要件を満たす場合に限る

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師のいずれかの資格を有する機能訓練指導員が配置されている事業所で、6か月以上機能訓練指導の業務を経験している

員数：1人以上

Check!!

看護師又は准看護師が、看護職員と機能訓練指導員を兼務する場合は、勤務体制一覧表上での時間分けを行ってください。

(6) その他

生活相談員又は介護職員のうち1人以上は当該事業所において常勤者であること。

【設備基準】

(1) 食堂及び機能訓練室

- ① それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積が内法による測定で $3\text{ m}^2 \times$ 利用定員以上であること。（※食事及び機能訓練に支障が無い場合は、食堂と機能訓練室を同一の場所とすることも可能です。）

Check!!

【ケース】定員20名、食堂 30 m^2 、機能訓練室 20 m^2 の場合

定員20名 $\times 3\text{ m}^2 = 60\text{ m}^2$ （必要面積）・・・①

食堂 $30\text{ m}^2 +$ 機能訓練室 $20\text{ m}^2 = 50\text{ m}^2$ （事業所の面積）・・・②

$\Rightarrow ① > ②$

食堂及び機能訓練室の面積が必要面積未満になってしまっているため、
基準違反！！

- ② 食堂及び機能訓練室は地域密着型通所介護事業所の専有スペース（一体的に運営している第1号通所事業と共用可能）であるため、サービス提供時間中に利用者以外の方が利用したり、通路として横切ったりすることは認められません。

(2) 事務室

事務を行うのに必要な広さの専用区画を有すること。

同一法人の他事業所と事務室を兼用することは認められますが、他法人と事務室を兼用することは認められません（グループ法人でも法人格が別であれば認められません）。

(3) 相談室または相談スペース

相談の内容が漏えいしないように配慮されていること（P26参照）。

(4) 静養室

利用者が静養するのに必要な広さを確保すること。面積要件はありませんが、利用定員等を踏まえた合理的な面積を確保してください。

(5) サービス提供に必要な設備及び備品等

送迎車、便所、利用者の個人情報保管する鍵つき書庫

(6) 消火設備その他非常災害に際して必要な設備

消防法その他の法令等に規定された設備を設置すること。

③－２ 療養通所介護

【人員基準】

(1) 管理者

資格等：看護師の資格を有し、訪問看護に従事した経験のある者

員 数：常勤で１人

その他：

- ① 管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務又は他事業所、施設等の職務に従事可。

(2) 看護職員又は介護職員

資 格：① 看護職員：看護師、准看護師

② 介護職員：なし

員 数：利用者の数が1.5人に対して、提供時間帯を通じて１人以上

その他：１人以上は常勤専従の看護師でなければならない。

【利用定員】

18人以下

【設備基準】

(1) 療養通所介護を行うにふさわしい専用の部屋

① 利用定員に内法による測定で6.4㎡を乗じて得た面積以上

② 明確に区分され、他の部屋等から完全に遮蔽されていること。

※利用者毎の部屋の設置を求めるものではありません。

(2) サービス提供に必要な設備及び備品等

送迎車、便所、利用者の個人情報保管する鍵つき書庫

(3) 消火設備その他非常災害に際して必要な設備

消防法その他の法令等に規定された設備を設置すること。

【その他の基準】

療養通所介護と同一の敷地内にある又は隣接もしくは近接する緊急時対応医療機関を定めること。

④－１ 認知症対応型通所介護(単独型・併設型)

【人員基準】

(1) 管理者

資格：「認知症対応型サービス事業管理者研修」を指定日までに修了済の者

員数：常勤専従で１人

その他：管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務又は他事業所、施設等の職務に従事可。

(2) 生活相談員

資格：精神保健福祉士、社会福祉主事、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員

員数：提供日ごとに、サービスを提供している時間帯に専従で勤務している時間数の合計を、サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が１以上

その他：生活相談員、看護職員又は介護職員のうち１人以上は当該事業所において常勤でなければならない。

(3) 看護職員又は介護職員

資格：看護職員：看護師、准看護師

介護職員：なし

員数：① 専従１人以上

② ①とは別に単位ごとに、サービスを提供している時間帯に専従で勤務している時間数の合計を、サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が１以上

その他：① 常時１人以上の看護職員又は介護職員に従事させなければならない。

② 生活相談員、看護職員又は介護職員のうち１人以上は常勤者でなければならない。

(4) 機能訓練指導員

資格：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師※

※はり師、きゅう師については、以下の要件を満たす場合に限る

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師のいずれかの資格を有する機能訓練指導員が配置されている事業所で、６か月以上機能訓練指導の業務を経験している

員数：１以上

その他：当該事業所の他の職務にも従事可

【設備基準】

(1) 食堂及び機能訓練室

① それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積が内法による測定で 3 m^2 ×利用定員以上であること。

② サービス提供に支障がない場合は、食堂と機能訓練室を同一の場所でも可

(2) 事務室

事務を行うのに必要な広さの専用区画を有すること。

同一法人の他事業所と事務室を兼用することは認められますが、他法人と事務室を兼用することは認められません（グループ法人でも法人格が別であれば認められません）。

(3) 相談室または相談スペース

相談の内容が漏えいしないように配慮されていること（P26参照）。

(4) 静養室

利用者が静養するのに必要な広さを確保すること。

(5) サービス提供に必要な設備及び備品等

送迎車、便所、利用者の個人情報を保管する鍵つき書庫等

(6) 消火設備その他非常災害に際して必要な設備

消防法その他の法令等に規定された設備を設置すること。

【利用定員】

1 単位12人以下

④－２ 認知症対応型通所介護(共用型)

【共用型が実施可能なサービス(施設)】

- (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設
- 地域密着型特定施設

【申請者要件】

申請者が指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設(※)の運営に3年以上の経験を有すること。

※健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定するもの

【人員基準】

(1) 管理者

資格：①及び②のいずれも満たすこと。

① 必要な知識及び経験を有する者

② 「認知症対応型サービス事業管理者研修」を指定日までに修了済の者

員数：常勤専従で1人

その他：管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務若しくは他事業所、施設等の職務に従事可。又は当該事業所の他の職務及び他の本体事業所等の職務に従事可。

(2) 従業者

資格：なし

員数：当該指定共用型認知症対応型通所介護の利用者数と、

① 指定認知症対応型共同生活介護の入居者数

② 指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者数

③ 指定地域密着型特定施設の入居者数

を合計した数について、それぞれの人員基準を満たすために必要な数以上

【設備基準】

認知症対応型共同生活介護事業所の居間若しくは食堂、又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、当該指定共用型認知症対応型通所介護の利用者数と指定認知症対応型共同生活介護の入居者数等に対して介護を行うのに十分な広さ

【利用定員】

① ユニット型の地域密着型介護老人福祉施設

1ユニット当たりユニットの入居者と合せて12人以下

② ①以外の事業所

ユニット毎に3人以下(施設においては、施設毎に3人以下)

⑤-1 小規模多機能型居宅介護

【人員基準】

(1) 代表者

資 格：次の①及び②のいずれも満たすこと

- ① 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者
- ② 「認知症対応型サービス事業開設者研修」等（※1）を指定日までに修了済みの者・規模によって、それが合理的でないと判断される場合は、他の者を代表者とすることができる。ただし、その場合は事前に札幌市と協議することが必要。

(2) 管理者

資 格：次の①及び②のいずれも満たすこと

- ① 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者
- ② 「認知症対応型サービス事業管理者研修」を指定日までに修了済の者

員 数：常勤専従で1人

その他：管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務又は他事業所、施設等の職務に従事可。

(3) 看護職員及び介護従業者(以下「従業者」)

資 格：看護職員：看護師、准看護師

介護従業者：なし

員 数：[夜間及び深夜の時間以外の時間帯]

- ① 通いサービスの利用者数（※2）が3又はその端数を増すごとに常勤換算方法で1以上の従業者

- ② 訪問サービスの提供に当たる従業者が常勤換算で1以上
[夜間及び深夜の時間帯]

- ① 夜間及び深夜の時間帯を通じて勤務する従業者が1以上
※宿泊サービスの利用者がある場合のみ

- ② 夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務する従業者が1以上
※登録者からの連絡を受けた後、事業所から登録者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時の訪問サービスに支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で宿直する必要はない。

その他：① 従業者のうち1以上は看護職員でなければならない。

- ② 従業者のうち1以上は当該事業所において常勤でなければならない。

(4) 介護支援専門員

資 格：次の①及び②のいずれも満たすこと

① 介護支援専門員

② 「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」を指定日までに修了済の者

員 数：1 以上

その他：① 原則専従

② 利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の他の職務又は併設する指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護医療院の職務に従事可

【設備基準】

(1) 居間及び食堂

通いの利用定員に内法による測定で3㎡を乗じて得た面積以上

(2) 宿泊室

[個室]

① 1つの宿泊室の定員は1人。ただし、利用者の利用上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

② 1の宿泊室の床面積は内法による測定で7.43㎡以上

③ 1室以上は必ず設けること

[個室以外の宿泊室]

① 1室の面積は、内法による測定で7.43㎡に当該個室以外の宿泊室の定員を乗じて得た面積以上とする。

② その構造はプライバシーが確保されたものでなければならない。

(3) 台所

利用者と従業者とが共同で調理するのに必要な設備を確保すること。

(4) 浴室

利用者が入浴するのに必要な広さを確保すること。

(5) サービス提供に必要な設備及び備品等

送迎車、便所、利用者の個人情報保管する鍵つき書庫等

(6) 消火設備その他非常災害に際して必要な設備

消防法その他の法令等に規定された設備を設置すること。

【定員】

登録定員：29人以下

通いサービス利用定員(1日あたり)：登録定員の2分の1から下表の人数まで

定員登録	通いの利用定員
25人以下	15人
26人、27人	16人
28人	17人
29人	18人

宿泊サービス利用定員：通いサービス利用定員の3分の1から9人まで

※1 「認知症対応型サービス事業開設者研修」等

- 認知症対応型サービス事業開設者研修
- 痴呆（認知症）介護実務者研修（基礎課程）【平成12年度～16年度実施】
- 痴呆介護実務者研修（専門課程）【平成12年度～16年度実施】
- 認知症介護実践研修（実践者研修）【平成17年度実施】
- 認知症介護実践研修（実践リーダー研修）【平成17 年度実施】
- 認知症高齢者グループホーム管理者研修【平成17年度実施】
- 認知症介護指導者養成研修【平成12 年度～17年度実施】
- 認知症高齢者グループホーム開設予定者等研修【平成13年度～17年度実施】

※2 通いのサービスの利用者数

前年度の利用者数の平均値とする。新設から6か月未満までの期間は、新規指定の際に届け出た利用者見込数（3以上の数）とすることが可能ですが、可能な限り通いサービス利用定員と同じまたは近い数としてください。

⑤－２ 小規模多機能型居宅介護(サテライト型)

【申請者要件】

- ・申請者が、指定居宅サービス事業等その他保健医療又は福祉に関する事業について３年以上の経験を有すること
- ・申請者が、本体事業所と同一法人であること

【本体事業所要件】

- ・本体事業所とサテライト事業所の距離が、直線距離で250m以上6km以内
- ・１つの本体事業所にサテライト事業所は２か所までであること
- ・次のいずれかに該当すること
 - ① 事業開始以降１年以上の実績を有する
 - ② 登録定員の70/100を超えたことがある(連続した３ヵ月の月平均) (※１)

【人員基準】

(1) 代表者

資 格：次の①及び②のいずれも満たすこと

- ① 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者
- ② 「認知症対応型サービス事業開設者研修」等(※2)を指定日までに修了済の者

その他：① 基本的には、運営している法人の代表者であり、理事長や代表取締役が該当するが、法人の規模によって、それが合理的でないと判断される場合は、他の者を代表者とすることができる。ただし、その場合は事前に札幌市と協議することが必要。

② 本体事業所が看護小規模多機能型居宅介護事業所である場合であって、代表者が保健師又は看護師であり、認知症対応型サービス開設者研修等を修了していないときは、当該代表者とは別に当該研修の修了者をサテライト事業所の代表とする必要がある。

(2) 管理者

資 格：次の①及び②のいずれも満たすこと

- ① 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員等として３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者
- ② 「認知症対応型サービス事業管理者研修」を指定日までに修了済の者

員 数：常勤専従で１人

その他：① 管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務又は他事業所、施設等の職務に従事可。

② 管理上支障がない場合は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。この場合、本体事業所及び当該事業所の他の職務等の兼務不可

(3) 看護職員及び介護従業者(以下「従業者」)

資 格：看護職員：看護師、准看護師

介護従業者：なし

員 数：[夜間及び深夜の時間以外の時間帯]

- ① 通いサービスの利用者数(※3)が3又はその端数を増すごとに常勤換算方法で1以上の従業者
- ② 訪問サービスの提供に当たる従業者が常勤換算で1以上。ただし、本体事業所において、サテライト事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは1人以上とすることができる。

[夜間及び深夜の時間帯]

- ① 夜間及び深夜の時間帯を通じて勤務する従業者が1以上
※宿泊サービスの利用者がある場合のみ
- ② 夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務する従業者が1以上。ただし、本体事業所において、サテライト事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは置かないことできる。
※登録者からの連絡を受けた後、事業所から登録者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時の訪問サービスに支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で宿直する必要はない。

その他：① 従業者のうち1以上は看護職員でなければならない。ただし、本体事業所において、サテライト事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは置かないことできる。

- ② 従業者のうち1以上は当該事業所において常勤でなければならない。

(4) 介護支援専門員

資 格：次の①及び②のいずれも満たすこと

- ① 介護支援専門員
- ② 「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」を指定日までに修了済の者

員 数：1以上

その他：① 原則専従

- ② 利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の他の職務又は併設する指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護医療院の職務に従事可
- ③ 本体事業所の介護支援専門員により、サテライト事業所の登録者の居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修の修了者を置くことできる。

【設備基準】

⑤-1「小規模多機能型居宅介護」の設備基準と同様

【定員】

登録定員：18人以下

通いサービス利用定員(1日あたり)：登録定員の2分の1から12人まで

宿泊サービス利用定員：通いサービス利用定員の3分の1から6人まで

※1 登録定員の70/100を超えたことがある(連続した3ヵ月の月平均)：

次のとおり計算する

- ① 月平均を求める 1ヶ月間(暦月)の延登録者数÷1ヶ月間(暦月)の延登録定員数
- ② ①の結果、ひと月毎に70/100を超えている月が連続で3か月以上ある

例

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
①の計算結果	0.55	0.72	0.63	0.84	0.88	0.75	0.62
70/100を超えたか	×	○	×	○	○	○	×

3か月連続で超えている 10月から設置可

※2 「認知症対応型サービス事業開設者研修」等

- 認知症対応型サービス事業開設者研修
- 痴呆(認知症)介護実務者研修(基礎課程)【平成12年度～16年度実施】
- 痴呆介護実務者研修(専門課程)【平成12年度～16年度実施】
- 認知症介護実践研修(実践者研修)【平成17年度実施】
- 認知症介護実践研修(実践リーダー研修)【平成17年度実施】
- 認知症高齢者グループホーム管理者研修【平成17年度実施】
- 認知症介護指導者養成研修【平成12年度～17年度実施】
- 認知症高齢者グループホーム開設予定者等研修【平成13年度～17年度実施】

※3 通いのサービスの利用者数

前年度の利用者数の平均値とする。新設から6か月未満までの期間は、新規指定の際に届け出た利用者見込数(3以上の数)とすることが可能ですが、可能な限り通いサービス利用定員と同じまたは近い数としてください。

⑥-1 看護小規模多機能型居宅介護

【申請者要件】

法人または医療法の許可を受けて診療所を開設している者であること

【人員基準】

(1) 代表者

資 格：①及び②の両方を満たす者又は①及び③の両方を満たす者

- ① 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者
- ② 「認知症対応型サービス事業開設者研修」等(※1)を指定日までに修了済の者
- ③ 保健師又は看護師

その他：基本的には、運営している法人の代表者であり、理事長や代表取締役が該当するが、法人の規模によって、それが合理的でないと判断される場合は、他の者を代表者とすることができる。ただし、その場合は事前に札幌市と協議することが必要。

(2) 管理者

資 格：①及び②の両方を満たす者又は①及び③の両方を満たす者

- ① 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者
- ② 「認知症対応型サービス事業管理者研修」を指定日までに修了済の者
- ③ 保健師又は看護師

員 数：常勤専従で1人

その他：管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務又は他事業所、施設等の職務に従事可。

(3) 看護職員及び介護従業者(以下「従業者」)

資 格：看護職員：保健師、看護師、准看護師

介護従業者：なし

員 数：[夜間及び深夜の時間以外の時間帯]

- ① 通いサービスの利用者数(※2)が3又はその端数を増すごとに常勤換算方法で1以上の従業者
- ② 訪問サービスの提供に当たる従業者が常勤換算方法で2以上[夜間及び深夜の時間帯]
 - ① 夜間及び深夜の時間帯を通じて勤務する従業者が1以上
※宿泊サービスの利用者がいる場合のみ
 - ② 夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務する従業者が1以上
※登録者からの連絡を受けた後、事業所から登録者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時の訪問サービスに支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で宿直する必要はない。

- その他：① 従業者のうち1以上は当該事業所において常勤の保健師又は看護師でなければならない
- ② 従業者のうち常勤換算方法で2.5以上の者は看護職員でなければならない。
- ③ 通いサービス及び訪問サービスの提供にあたる従業者のうち1以上は看護職員でなければならない。

(4) 介護支援専門員

資 格：次の①及び②のいずれも満たすこと

- ① 介護支援専門員
- ② 「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」を指定日までに修了済の者

員 数：1以上

その他：① 原則専従

- ② 利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の他の職務又は併設する指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、介護医療院の職務に従事することができる。

【設備基準】

(1) 居間及び食堂

通いの利用定員に内法による測定で3㎡を乗じて得た面積以上

(2) 宿泊室

[個室]

- ① 1つの宿泊室の定員は1人。ただし、利用者の利用上必要と認められる場合は、2人とするができるものとする。
- ② 1の宿泊室の床面積は内法による測定で7.43㎡以上
- ③ 1室以上は必ず設けること

[個室以外の宿泊室]

- ① 1室の面積は、内法による測定で7.43㎡に当該個室以外の宿泊室の定員を乗じて得た面積以上とする。
- ② その構造はプライバシーが確保されたものでなければならない。

(3) 台所

利用者と従業者とが共同で調理するのに必要な設備を確保すること。

(4) 浴室

利用者が入浴するのに必要な広さを確保すること。

(5) サービス提供に必要な設備及び備品等

送迎車、便所、利用者の個人情報保管する鍵つき書庫等

(6) 消火設備その他非常災害に際して必要な設備

消防法その他の法令等に規定された設備を設置すること。

【定員】

登録定員：29人以下

通いサービス利用定員（1日あたり）：登録定員の2分の1から下表の人数まで

定員登録	通いの利用定員
25人以下	15人
26人、27人	16人
28人	17人
29人	18人

宿泊サービス利用定員：通いサービス利用定員の3分の1から9人まで

※1 「認知症対応型サービス事業開設者研修」等

- 認知症対応型サービス事業開設者研修
- 痴呆（認知症）介護実務者研修（基礎課程）【平成12年度～16年度実施】
- 痴呆介護実務者研修（専門課程）【平成12年度～16年度実施】
- 認知症介護実践研修（実践者研修）【平成17年度実施】
- 認知症介護実践研修（実践リーダー研修）【平成17年度実施】
- 認知症高齢者グループホーム管理者研修【平成17年度実施】
- 認知症介護指導者養成研修【平成12年度～17年度実施】
- 認知症高齢者グループホーム開設予定者等研修【平成13年度～17年度実施】

※2 通いのサービスの利用者数

前年度の利用者数の平均値とする。新設から6か月未満までの期間は、新規指定の際に届け出た利用者見込数（3以上の数）とすることが可能ですが、可能な限り通いサービス利用定員と同じまたは近い数としてください。

⑥－２ 看護小規模多機能型居宅介護(サテライト型)

【申請者要件】

- ・申請者が、法人または医療法の許可を受けて診療所を開設している者であること
- ・申請者が、指定居宅サービス事業等その他保健医療又は福祉に関する事業について３年以上の経験を有すること
- ・申請者が、本体事業所と同一の法人等であること

【本体事業所要件】

- ・本体事業所とサテライト事業所の距離が、直線距離で250m以上6km以内
- ・1つの本体事業所にサテライト事業所は2か所までであること
- ・次のいずれかに該当すること
 - ① 事業開始以降1年以上の実績を有する
 - ② 登録定員の70/100を超えたことがある(連続した3ヵ月の月平均) (※1)

【人員基準】

(1) 代表者

資 格：①及び②の両方を満たす者又は①及び③の両方を満たす者

- ① 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者
- ② 「認知症対応型サービス事業開設者研修」等(※1)を指定日までに修了済の者
- ③ 保健師又は看護師

その他：基本的には、運営している法人の代表者であり、理事長や代表取締役が該当するが、法人の規模によって、それが合理的でないと判断される場合は、他の者を代表者とすることができる。ただし、その場合は事前に札幌市と協議することが必要。

(2) 管理者

資 格：①及び②の両方を満たす者又は①及び③の両方を満たす者

- ① 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者
- ② 「認知症対応型サービス事業管理者研修」を指定日までに修了済の者
- ③ 保健師又は看護師

員 数：常勤専従で1人

その他：① 管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務又は他事業所、施設等の職務に従事可。

- ② 管理上支障がない場合は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。この場合、本体事業所及び当該事業所の他の職務等の兼務不可

(3) 看護職員及び介護従業者(以下「従業者」)

資 格：看護職員：保健師、看護師、准看護師

介護従業者：なし

員 数：[夜間及び深夜の時間以外の時間帯]

- ① 通いサービスの利用者数(※2)が3又はその端数を増すごとに常勤換算方法で1以上の従業者
- ② 訪問サービスの提供に当たる従業者が常勤換算方法で2以上
ただし、本体事業所においてサテライト事業所の登録者の処遇が適切に行われていると認められるときは、常勤換算方法によらず、2名以上とすることができる。

[夜間及び深夜の時間帯]

- ① 夜間及び深夜の時間帯を通じて勤務する従業者が1以上
※宿泊サービスの利用者がある場合のみ
- ② 夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務する従業者が1以上。ただし、本体事業所において、サテライト事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは置かないことできる。
※登録者からの連絡を受けた後、事業所から登録者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時の訪問サービスに支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で宿直する必要はない。

その他：① 従業者のうち1以上は当該事業所において常勤の保健師又は看護師でなければならない。ただし、本体事業所において、サテライト事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは置かないことできる。

② 従業者のうち常勤換算方法で1.0以上の者は看護職員でなければならない。

③ 通いサービス及び訪問サービスの提供にあたる従業者のうち1以上は看護職員でなければならない。

(4) 介護支援専門員

資 格：次の①及び②のいずれも満たすこと

① 介護支援専門員

② 「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」を指定日までに修了済の者

員 数：1以上

その他：① 原則専従

② 利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の他の職務又は併設する指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、介護医療院の職務に従事可

③ 本体事業所の介護支援専門員により、サテライト事業所の登録者の居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修の修了者を置くことできる。

【設備基準】

⑥-1「看護小規模多機能型居宅介護」の設備基準と同様

【定員】

登録定員：18人以下

通いサービス利用定員（1日あたり）：登録定員の2分の1から12人まで

宿泊サービス利用定員：通いサービス利用定員の3分の1から6人まで

※1 登録定員の70/100を超えたことがある（連続した3ヵ月の月平均）：

次のとおり計算する

①月平均を求める 1ヶ月間（暦月）の延登録者数÷1ヶ月間（暦月）の延登録定員数

② ①の結果、ひと月毎に70/100を超えている月が連続で3か月以上ある

例

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
①の計算結果	0.55	0.72	0.63	0.84	0.88	0.75	0.62
70/100を超えたか	×	○	×	○	○	○	×

3か月連続で超えている

10月から設置可

※2 「認知症対応型サービス事業開設者研修」等

- 認知症対応型サービス事業開設者研修
- 痴呆（認知症）介護実務者研修（基礎課程）【平成12年度～16年度実施】
- 痴呆介護実務者研修（専門課程）【平成12年度～16年度実施】
- 認知症介護実践研修（実践者研修）【平成17年度実施】
- 認知症介護実践研修（実践リーダー研修）【平成17年度実施】
- 認知症高齢者グループホーム管理者研修【平成17年度実施】
- 認知症介護指導者養成研修【平成12年度～17年度実施】
- 認知症高齢者グループホーム開設予定者等研修【平成13年度～17年度実施】

※3 通いのサービスの利用者数

前年度の利用者数の平均値とする。新設から6か月未満までの期間は、新規指定の際に届け出た利用者見込数（3以上の数）とすることが可能ですが、可能な限り通いサービス利用定員と同じまたは近い数としてください。

⑦ 居宅介護支援（居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受ける場合を含む）

【人員基準】

(1) 管理者

資格：主任介護支援専門員研修を修了している介護支援専門員

員数：常勤専従で1人

その他：管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務又は他事業所、施設等の職務に従事可。

(2) 介護支援専門員

資格：介護支援専門員

員数：常勤1人以上

その他：（**居宅介護支援の場合**）

利用者（※）44人又はその端数を増すごとに1人以上

なお、公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う、ケアプランデータ連携システムを利用し、かつ事務職員を配置している場合は、利用者

（※）49人又はその端数を増すごとに1人以上となります。

※利用者数の計上にあたっては、当該事業所で指定介護予防支援を行う場合、以下のとおり扱います。

$\text{指定居宅介護支援の利用者の数} + (\text{指定介護予防支援の利用者の数}) \times 1/3$

【設備基準】

(1) 事務室

事務を行うのに必要な広さの専用区画を有すること。

同一法人の他事業所と事務室を兼用することは認められますが、他法人と事務室を兼用することは認められません（グループ法人でも法人格が別であれば認められません）。

(2) 相談室または相談スペース

相談の内容が漏えいしないように配慮されていること（P26参照）。

(3) サービス提供に必要な設備及び備品等

利用者の個人情報保管する鍵つき書庫

第4章 指定後の手続

1 指定後の手続

(1) 事業者番号

事業者番号は、当該事業者の指定と併せて通知します。

(2) 介護給付費等の請求の届出

介護保険サービス事業所は、介護給付費等の請求をする場合には、請求方法や受領する振込先口座名等をあらかじめ北海道国民健康保険団体連合会に届け出ることとなっています。

届出先	北海道国民健康保険団体連合会総務部介護保険課 〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 電話：011-231-5161 FAX：011-233-2178
届出事項	請求方法（請求媒体） 振込先口座名等
届出の様式	指定月の翌月に北海道国民健康保険団体連合会から送付されます。

（参考～介護給付費支払いまでの標準的な事務処理日程）

	サービス提供月	翌月	翌々月
(事業者)	サービス提供	(締切日10日)請求	
(国保連)		審査	支払(月末)

※介護給付費の請求についての詳細は、上記の北海道国民健康保険団体連合会に問い合わせてください

2 他法令の届出等

○生活保護法に基づく指定介護機関の指定について

生活保護法第54条の2第2項の規定により、介護保険法の規定による指定又は開設許可がなされた場合には、生活保護法の指定介護機関としても指定を受けたものとみなされます。

生活保護法による指定が不要な場合は、札幌市保健福祉局総務部保護課（旧：保健福祉局総務部保護自立支援課、以下「保護課」）へ申出書を提出することで指定を受けないこともできます。ご質問等がありましたら、保護課（011-211-2992）にお問い合わせください。

○老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業の届け出について

サービス種類		届 出 (○：必要 ×：不要)	
介護保険法の事業名	老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業の種類	届出時期：開始前 提出先：札幌市高齢保健福祉部事業指導担当課	
		老人居宅生活支援事業 開始届	老人デイサービスセン ター等設置届
		【根拠】 老人福祉法施行規則 第1条の9	【根拠】 老人福祉法施行規則第 1条の14
○訪問介護 ○定期巡回・随時対応型訪問 介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○第1号訪問事業	老人居宅介護等事業	○	×
○通所介護 ○地域密着型通所介護 ○認知症対応型通所介護 ○介護予防認知症対応型通所 介護 ○第1号通所事業	老人デイサービス事業 (他の施設と併設の場合)	○	×
	老人デイサービス事業 (単独で設置の場合)	○	○
○短期入所生活介護 ○介護予防短期入所生活介護	老人短期入所事業 (他の施設と併設の場合)	○	×
	老人短期入所事業 (単独で設置の場合)	○	○
○小規模多機能型居宅介護 ○介護予防小規模多機能型居 宅介護	小規模多機能型居宅介 護事業	○	×
○認知症対応型共同生活介護 ○介護予防認知症対応型共同 生活介護	認知症対応型老人共同 生活援助事業	○	×
○複合型サービス（看護小規 模多機能型居宅介護）	複合型サービス福祉事 業	○	×